

(公 印 省 略)

循 推 第 1057 号
令 和 5 年 2 月 8 日

一般社団法人大分県産業資源循環協会
会長 矢野 真一郎 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴協会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

記

○ 通知の概要

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分（以下「処分等」という。）を業として行う者だけでなく、専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても、専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等を行う場合は、廃棄物処理業の許可は、要しない。

また、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、再生利用されないと認められる場合は、廃棄物処理業の許可が必要であることに留意すること。

(担当)

計画・調整班 荒金、酒盛

TEL : 097-506-3128

FAX : 097-506-1748

E-mail: a13410@pref. oita. lg. jp